

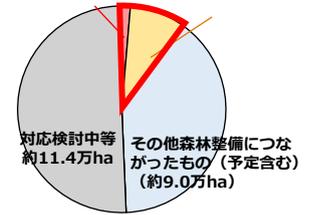
森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案の概要

背景

- 我が国の人工林の多くが利用期を迎える中、より多くのCO₂を吸収する若い森林への転換を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現等に貢献すべく、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を進める必要
- 森林経営管理法は制度開始から5年経過、制度活用の必要な市町村の9割超で制度に基づく取組を開始一方、林業経営体への森林の集積・集約化は低位に推移
- 再造林等に責任を持って取り組む林業経営体への迅速な集積・集約化を進めるため、市町村や都道府県に加えて、受け手となる林業経営体など地域の関係者の連携を強化する新たな仕組みを構築する必要

■制度に基づく集積・集約化の進捗
(市町村に委託希望のあった森林：約22.6万haの状況)

①林業経営体に集積・集約化(約0.3万ha)
②市町村が権利取得(①を除く。約2.0万ha)



林業経営体への森林の集積・集約化は低位

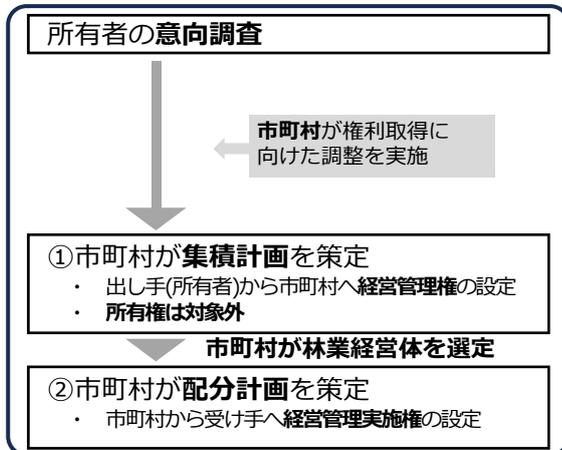
法律案の概要

1. 森林経営管理法の一部改正

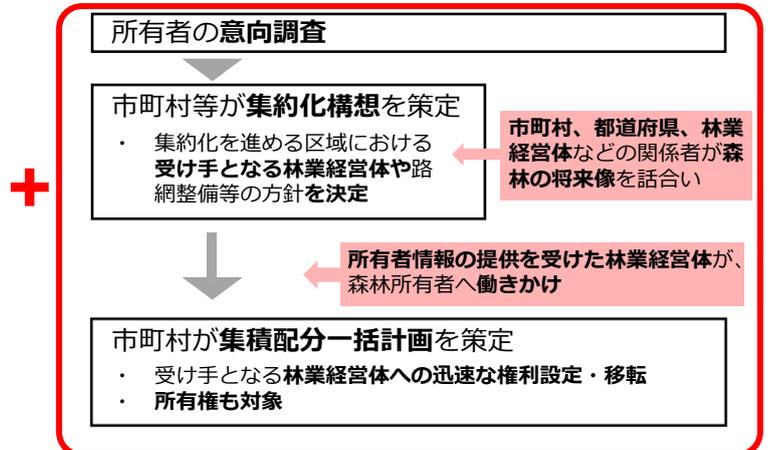
<森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設>

- 市町村は、単独又は都道府県等と共同で、川中・川下を含む地域の関係者で協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める「集約化構想」を策定(林業経営体は「集約化構想」策定の提案も可能)【第43条から第50条まで】
- 所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である所有者から、受け手となる林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組みを創設【第51条から第56条まで】

【現行の仕組み】



【新たな仕組みを追加】



<市町村の事務負担の軽減>

- 市町村に対する共有林の経営管理権の設定(間伐、間伐材の販売、保育)に必要な共有者の同意要件を緩和(全員→1/2超)【第4条第5項】
- 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する公告期間を短縮(6月→2月)【第11条第6号及び第25条第3号】
- 市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人(経営管理支援法人)」を指定できる仕組みを創設【第57条から第61条まで】

2. 森林法の一部改正

太陽光発電設備の設置等において、許可条件に違反する林地開発行為が散見されるため、条件違反者への罰則、開発行為の中止・復旧命令に従わない者の公表を措置

【第206条第2号及び第10条の3第2項】

※このほか、第10条の11第3項第2号の表現を適正化

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案要綱

第一 森林経営管理法の一部改正

一 経営管理権集積計画の作成に関する措置

- (一) 数人の共有に属する集積計画対象森林について間伐等経営管理権（存続期間が五十年を超えず、経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみである経営管理権をいう。以下同じ。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。こと。
- （第四条第五項関係）

- (二) 共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例における公告期間を六月から二月に短縮すること。

（第十一条第六号及び第二十五条第三号関係）

二 地域経営管理集約化構想

(一) 地域経営管理集約化構想の作成

- 1 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をそ

の区域を含む都道府県に限る。)と共同して、(三)の1の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林(自然的経済的社会的諸条件等を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。以下同じ。)が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想(以下「集約化構想」という。)を定めることができるものとする。

(第四十三条第一項関係)

2 集約化構想においては、一体経営管理森林の区域、当該区域に係る経営管理の集約化に関する目標等を定めるものとする。

(第四十三条第二項関係)

3 市町村(当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあつては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。)は、集約化構想において、2の目標として、構想森林(2の一体経営管理森林の区域において経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林をいう。以下同じ。)及び構想適合事業者(適合事業者(二)の2により都道府県が公表している民間事業者をいう。以下同じ。)の中から選定された構想森林において経営管理を行うべき適合事業者をいう。以下同じ。)を定めるとともに、これらを記載した地図を

作成するものとする。

(第四十三条第三項関係)

4 集約化構想においては、2のほか、林道の開設及び改良に関する事項並びに施業実施協定又は施業施設協定の締結に関する事項を定めることができるものとする。 (第四十三条第四項関係)

(二) 民間事業者の公募及び公表

1 都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。 (第四十四条第一項関係)

2 都道府県は、1の公募に応募した民間事業者のうち、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められるものを公表するものとする。 (第四十四条第二項関係)

(三) 協議の場の設置等

1 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関

連事業者その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

(第四十五条第一項関係)

2 市町村等は、1の協議を行う場合には、1の地域内の森林に関する地図を活用し、経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第四十五条第三項関係)

(四) 集約化構想に係る特例

1 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、構想森林ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名等の情報を提供することができるものとする。

(第四十六条関係)

2 市町村は、集約化構想において林道の開設及び改良に関する事項を定めた場合には、都道府県知事に対し、当該事項に関連して必要となる地域森林計画をたて、又はこれを変更することの要請をすることができるものとする。

(第四十八条関係)

3 集約化構想に従って構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定については、当該集約化構想の公告があったことをもって、これらの協定の公告及び縦覧があり、かつ、縦覧期間が満了したものとみなすものとする。 (第四十九条関係)

4 適合事業者は、市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができるものとする。 (第五十条関係)

三 権利集積配分一括計画

(一) 権利集積配分一括計画の作成

1 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。 (第五十一条第一項関係)

2 権利集積配分一括計画においては、市町村への経営管理権の集積に関する事項として、市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、一括計画対象

森林の森林所有者の氏名又は名称、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容等を、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項として、経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間、当該経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容等を、それぞれ定めるものとする。

(第五十一条第二項関係)

3 市町村は、2のほか、構想森林（一括計画対象森林を除く。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に当該所有権の移転に関する事項を定めることができるものとする。

(第五十一条第四項関係)

4 権利集積配分一括計画は、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部及び2の構想適合事業者の同意が得られていなければならないものとする。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計

画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

(第五十一条第五項関係)

(二) 権利集積配分一括計画の公告等

1 市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとし、その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分にあつては当該市町村が経営管理権集積計画を定めて公告したものと、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分にあつては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものと、それぞれみなすものとする。

(第五十二条第一項及び第二項関係)

2 1の公告(一)の3の事項が定められている権利集積配分一括計画に係るものに限る。)があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転するものとする。

(第五十二条第三項関係)

3 権利集積配分一括計画のうち市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分を定める場合

において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときは、これらの森林に係る特例の規定を準用するものとする。

(第五十三条関係)

4 市町村の長は、権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、当該利用目的に従ってこれらを利用すべきことを勧告することができるものとする。

(第五十六条関係)

四 経営管理支援法人

(一) 市町村の長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、経営管理の実施の支援に関する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができるものとする。

(第五十七条関係)

(二) 市町村の長は、支援法人から、その業務（委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森

林所有者の探索を行うものに限る。)の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報の提供の求めがあったときは、当該支援法人に対し、当該情報を提供するものとする。と。
(第六十条関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 森林法の一部改正

一 開発行為の許可

(一) 都道府県知事は、開発行為の中止又は復旧に関する命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができるとすること。
(第十条の三第二項関係)

(二) 民有林における開発行為の許可に付した条件(擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置又は維持管理を内容とするものに限る。)に違反し、開発行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。

(第二百六条第二号関係)

二 市町村が伐採する場合における伐採及び伐採後の造林の届出等

伐採及び伐採後の造林の届出等の対象となる森林所有者等から、市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除くものとする事。
(第十条の八関係)

三 施業実施協定及び施業施設協定

(一) 施業実施協定の認可の要件として、集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた一体経営管理森林の区域が施業実施協定の対象とする森林の区域を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであることを追加すること。
(第十条の十一の四第一項第四号関係)

(二) 森林所有者等及び施設所有者等は、市町村の長の認可を受けて、施業施設協定を締結することができるものとする事。
(第十条の十一の九関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の規定の整備等を行うこと。

(附則第二条から第十条まで関係)

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律

(森林経営管理法の一部改正)

第一条 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

「第五章 経営管理の集約化

第一節 定義(第四十二

第二節 地域経営管理集

第三節 権利集積配分一

第六章 経営管理支援法人

第七章 災害等防止措置命

目次中「第五章 災害等防止措置命令等(第四十二条・第四十三条)」を

の推進

条)

約化構想の作成等(第四十三条―第五十条)

括計画の作成等(第五十一条―第五十六条)

に、「第六章」を「第八章」に、「第四十四条―第四十六

(第五十七条―第六十一条)

令等(第六十二条・第六十三条)

「第六十四条―第六十六条」に、「第七章」を「第九章」に、「第四十七条―第五十一条」を「第六十七条―第七十一条」に、「第八章」を「第十章」に、「第五十二条・第五十三条」を「第七十二条・第七十三条」に改める。

第一条中「経営管理権集積計画を定め」を削る。

第二条第三項中「第五章」を「第七章」に改める。

第四条第三項中「実施されることにより経営管理が行われるよう」を「実施されるよう」に改め、同条第四項中「いう」の下に「。第四十三条第五項第一号及び第五十一条第五項第二号において同じ」を加え、同条第五項に次のただし書を加える。

ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権(その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐(これに係る木材の販売を含む。))及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐

等経営管理権」という。)を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

第五条の見出しを「(意向調査)」に改め、同条中「(第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。)」を削り、同条に次のただし書を加える。

ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五条第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

第十条中「全部」を「うちいずれかの者」に改め、「とき」の下に「(当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。)」を加える。

第十一条第六号及び第二十五条第三号中「六月」を「二月」に改める。

第四十条第一項中「、第十五条第二項」を「又は第十五条第二項」に、「又は」を「若しくは」に改め、「第三十二条第二項」の下に「(これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。)」を加

える。

第五十三条を第七十三条とする。

第五十二条中「第四十二条第一項」を「第六十二条第一項」に改め、同条を第七十二条とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第五十一条を第七十一条とし、第五十条を第七十条とし、第四十九条を第六十九条とする。

第四十八条第一項第一号中「経営管理意向調査」を「第五条又は第四十五条第二項の規定による調査の実施」に改め、同項に次の二号を加える。

五 集約化構想の作成に関する事務

六 権利集積配分一括計画の作成に関する事務

第四十八条を第六十八条とする。

第四十七条中「第二十五条」の下に「（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第六十七条とする。

第七章を第九章とする。

第六章中第四十六条を第六十六条とし、第四十五条を第六十五条とし、第四十四条を第六十四条とする。

第六章を第八章とする。

第四十三条第四項を削り、第五章中同条を第六十三条とし、第四十二条を第六十二条とする。

第五章を第七章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第五章 経営管理の集約化の推進

第一節 定義

第四十二条 この章において「経営管理の集約化」とは、一体経営管理森林（自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。次条第一項及び第二項第一号並びに第四十五条第一項において同じ。）の区域において、必要な作業路網の整備その他の措置を講じつつ、当該区域内の森林ごとに必要な経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることにより、一体的かつ効率的な経営管理の実現を図ることをいう。

2 この章において「適合事業者」とは、第四十四条第二項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者をいう。

第二節 地域経営管理集約化構想の作成等

(地域経営管理集約化構想の作成)

第四十三条 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。）と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができる。

2 集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一体経営管理森林の区域
- 二 前号に掲げる区域における経営管理の方針
- 三 前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標

四 前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針

3 市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあつては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。

一 前項第一号に掲げる区域において経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林

二 適合事業者（次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五条第一項において同じ。）の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者

4 集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。

一 林道の開設及び改良に関する事項

二 前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。）となった場合における施業実施協定（同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であつて、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。）又は施業施設協定（同法第十条の十一の九第一項に規定する施業施設協定をいう。第四十九条において同じ。）の締結に関する事項

5 集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 集約化構想を定める市町村が森林法第十条の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画（第四十五条第一項において単に「市町村森林整備計画」という。）、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

二 経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

と。

6 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。

7 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

8 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。

9 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(民間事業者の公募及び公表)

第四十四条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域(第五十条第一項において「公募区域」という。)ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

(協議の場の設置等)

第四十五条 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における

一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

2 集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林の森林所有者（第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について、既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもって、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

3 市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を

講ずるものとする。

(関係権利者に関する情報の提供)

第四十六条 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林(第四十三条第三項の規定により当該集約化構想において定められた同項第一号に掲げる森林をいう。

以下同じ。)ごとに、構想適合事業者(同項の規定により当該集約化構想において定められた同項第二号に掲げる適合事業者をいう。以下同じ。)の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この条において「関係権利者」という。)の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる。

(不動産登記法の特例)

第四十七条 市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地(当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。)及びこれに隣接する他の土地であって、森林法第九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆

の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第三百三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等（同法第二百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。）のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第二百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界（同法第二百二十三条第一号に規定する筆界をい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。）について、同法第二百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）

第四十八条 市町村（集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。）は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域に含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画（以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。）をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場

合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならない。

2 前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならない。

3 第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

（森林法の特例）

第四十九条 構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となった場合において、集約化構想（第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に従って当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項（同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、第四十

三条第九項の規定による公告があつたことをもつて、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

(適合事業者による集約化構想の作成の申出)

第五十条 適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

2 前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めないこととしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

第三節 権利集積配分一括計画の作成等

(権利集積配分一括計画の作成)

第五十一条 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の

集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。

2 権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従って行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

一 市町村への経営管理権の集積 次に掲げる事項

イ 市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、地番、地目及び面積

ロ 一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

ハ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

ニ 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ホ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ヘ 一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨

を通知しなければならない旨の条件

ト ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

チ その他農林水産省令で定める事項

二 構想適合事業者への経営管理実施権の設定 次に掲げる事項

イ 経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所

ロ 構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積

ハ ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

ニ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間

ホ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

ヘ ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支

払の時期、相手方及び方法

ト 市町村に支払われるべき金銭がある場合（チに規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期

チ ニに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

リ その他農林水産省令で定める事項

3 前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林（一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。

一 所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所

二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積

三 構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所

四 構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後における森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 その他農林水産省令で定める事項

5 権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。

二 森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

三 第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間

伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

四 第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。

五 前項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。

ロ 前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができるものと認められること。

(権利集積配分一括計画の公告等)

第五十二条 市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。

3 第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

（権利集積配分一括計画の作成手続の特例）

第五十三条 第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

(登記の特例)

第五十四条 第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

(森林法の特例)

第五十五条 第五十二条第一項の規定による公告があつたときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。

(勧告)

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画の定める

ところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

第六章 経営管理支援法人

(経営管理支援法人の指定)

第五十七条 市町村の長は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。

2 市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あ

らかじめ、その旨を市町村の長に届け出なければならない。

4 市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(支援法人の業務)

第五十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 森林所有者、民間事業者その他経営管理を行おうとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。

二 経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。

三 経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。

四 委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者（第六十条第二項において単に「森林所有者」という。）の探索を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。

(監督等)

第五十九条 市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認

めるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(情報提供等)

第六十条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報（以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。）の提供の求めがあつたときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。

3 前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するときは、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人（当該所有者関連情報によって識別される特定の個人をいう。）の同意を得なければならない。

4 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

（支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出）

第六十一条 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

（森林法の一部改正）

第二条 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項第一号中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第

一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分 農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。

第十条の二第一項中「こえる」を「超える」に改め、同項ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同項各号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号中「かん養」を「涵養」に改め、同条第四項中「条件を附する」を「擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付する」に改める。

第十条の三中「附した」を「付した」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

第十条の八第一項中「森林所有者等は」を「森林所有者等（市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。）は」に改める。

第十条の十一第一項中「この項」の下に「及び第十条の十一の九第一項」を加え、同条第三項第二号イ及びロ中「申請」を「認可の申請」に改める。

第十条の十一の四第一項中「全てに」を「いずれにも」に改め、同項に次の一号を加える。

四 第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域が施業実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。

第十条の十一の八の次に次の一条を加える。

(施業施設協定)

第十条の十一の九 対象森林の森林所有者等及び当該対象森林の施業を実施するために必要な作業路網その他の施設（以下この条において「施業施設」という。）の施設所有者等（当該施業施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者をいう。）は、当該市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について一定の区域を定め、その区域内の森林の施業を実施するために必要な施業施設の設置又は維持運営に関する協定（以下この条において「施業施設協定」という。）を

締結することができる。

2 施業施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 施業施設協定の目的となる前項の森林の区域及びその面積並びに施業施設の位置

二 施業施設の設置又は維持運営に関する事項

三 施業施設協定の有効期間

四 施業施設協定に違反した場合の措置

3 第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から前条までの規定は、施業施設協定並びに当該施業施

設協定の対象となる森林及び施業施設について準用する。この場合において、第十条の十一第四項中

「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象となる施業施設の施設所有者等（第十条の十

一の九第一項に規定する施設所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条の十一の三第一項及び第十条

の十一の四第一項中「第十条の十一第一項又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、同

項第二号中「森林」とあるのは「森林及び施業施設協定の対象とする施業施設」と、同項第四号中「第

十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法」とあるのは「森林経

営管理法」と、同条第二項中「明示し」とあるのは「明示し、かつ、施業施設協定の対象とする施業施設である旨を当該施業施設内の見やすい場所に、又は当該施業施設が存する旨をその敷地である土地の区域内の見やすい場所に明示し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の七第一項及び前条第二項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設所有者等」と、第十条の十一の六中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象とする施業施設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

第十条の十二の三第四号中「六月」を「二月」に改める。

第二百六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十条の三」を「第十条の三第一項」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十条の二第一項の許可に付した同条第四項の条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。）に

違反し、開発行為をした者

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の森林経営管理法第十一条及び第二十五条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされる公告について適用し、施行日前にされた公告については、なお従前の例による。

(伐採及び伐採後の造林の届出に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の森林法(次条及び附則第五条において「新森林法」という。)第十条の八第一項の規定は、施行日以後にされる伐採について適用し、施行日前にされた伐採については、なお従前の例による。

(施業実施協定に関する経過措置)

第四条 新森林法第十条の十一の四第一項(第四号に係る部分に限る。)及び第十条の十一の八第一項(同

号に掲げる要件に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に新森林法第十条の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定について適用し、施行日前に第二条の規定による改正前の森林法第十條の十一第一項の認可の申請のあった同項に規定する施業実施協定については、なお従前の例による。

(共有者不確知森林の共有者による森林の施業の円滑化に関する経過措置)

第五条 新森林法第十条の十二の三の規定は、施行日以後に森林法第十条の十二の二第一項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告について適用し、施行日前に同項の規定による公告の申請があった場合における当該申請に係る公告については、なお従前の例による。

(検討)

第六条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の森林経営管理法及び森林法の規定の施行の状況等を勘案し、当該規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第二の五の四十一の項及び別表第四の四の四十一の項中「経営管理意向調査の実施」を「調査」に改め、「第二十四条」の下に「（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）」を加え、「又は同法第四十二条第一項」を「同法第四十五条第二項の調査、同法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成又は同法第六十二条第一項」に改める。

（木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正）

第八条 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「民間事業者」の下に「同法第四十二条第二項に規定する適合事業者」を加える。

（独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正）

第九条 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第四十六条」を「第六十六条」に改める。

（地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の一部改正）

第十条 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）の

一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「及び当該市町村」を削り、「認定連携市町村等」を「認定連携活動実施者」に改める。

理由

最近における森林の経営管理をめぐる状況に鑑み、森林の循環利用を促進するため、市町村等が経営管理の集約化に関する目標等を定める構想を定めた場合に、市町村はその実現のため経営管理権及び経営管理実施権を一括で設定することを可能とするとともに、施業実施協定に加え、施設整備等の共同化に関する協定を追加する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（第一条関係）	1
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（第二条関係）	20
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第七条関係）	26
○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（附則第八条関係）	28
○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（附則第九条関係）	30
○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）（附則第十条関係）	31

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 市町村への経営管理権の集積</p> <p>第一節 経営管理権集積計画の作成等（第四条―第九条）</p> <p>第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例</p> <p>第一款 共有者不明森林に係る特例（第十条―第十五条）</p> <p>第二款 確知所有者不同意森林に係る特例（第十六条―第二十三条）</p> <p>第三款 所有者不明森林に係る特例（第二十四条―第三十二条）</p> <p>第三章 市町村による森林の経営管理（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第五章 経営管理の集約化の推進</p> <p>第一節 定義（第四十二条）</p> <p>第二節 地域経営管理集約化構想の作成等（第四十三条―第五十条）</p> <p>第三節 権利集積配分一括計画の作成等（第五十一条―第五十六条）</p> <p>第六章 経営管理支援法人（第五十七条―第六十一条）</p> <p>第七章 災害等防止措置命令等（第六十二条・第六十三条）</p> <p>第八章 林業経営者に対する支援措置（第六十四条―第六十六条）</p> <p>第九章 雑則（第六十七条―第七十一条）</p> <p>第十章 罰則（第七十二条・第七十三条）</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 市町村への経営管理権の集積</p> <p>第一節 経営管理権集積計画の作成等（第四条―第九条）</p> <p>第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例</p> <p>第一款 共有者不明森林に係る特例（第十条―第十五条）</p> <p>第二款 確知所有者不同意森林に係る特例（第十六条―第二十三条）</p> <p>第三款 所有者不明森林に係る特例（第二十四条―第三十二条）</p> <p>第三章 市町村による森林の経営管理（第三十三条・第三十四条）</p> <p>第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分（第三十五条―第四十一条）</p> <p>第五章 災害等防止措置命令等（第四十二条・第四十三条）</p> <p>第六章 林業経営者に対する支援措置（第四十四条―第四十六条）</p> <p>第七章 雑則（第四十七条―第五十一条）</p> <p>第八章 罰則（第五十二条・第五十三条）</p> <p>附則</p>

(目的)

第一条 この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五條第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第七章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。

4・5 (略)

(経営管理権集積計画の作成)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 経営管理権集積計画は、森林法第十條の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業（同法第十條の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。第四十三條第五項第一号及び第五十一條第五項第二号において同じ。）の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調

(目的)

第一条 この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五條第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的とする。

(定義)

第二条 (略)

2 (略)

3 この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五條第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第五章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。

4・5 (略)

(経営管理権集積計画の作成)

第四条 (略)

2 (略)

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 経営管理権集積計画は、森林法第十條の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業（同法第十條の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。）の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

和が保たれたものでなければならない。

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。ただし、数人の共有に属する集積計画対象森林について経営管理権（その存続期間が五十年を超えないものであって、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみであるものに限る。第十条及び第五十一条第五項第三号ただし書において「間伐等経営管理権」という。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

（意向調査）

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該集積計画対象森林について、既に第四十五条第二項の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもつてこの条の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

（不明森林共有者の探索）

第十条 市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているもののうちい

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。

（経営管理意向調査）

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

（不明森林共有者の探索）

第十条 市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているもの全部が

ずれかの者が当該経営管理権集積計画に同意しているとき（当該共有者不明森林について間伐等経営管理権を設定する場合において、当該共有者不明森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者が当該経営管理権集積計画に同意しているときを除く。）は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確認することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（共有者不明森林に係る公告）

第十一条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確認することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一（五）（略）

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

七（略）

（所有者不明森林に係る公告）

第二十五条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林所有者を確認することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二（略）

三 不明森林所有者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

四（八）（略）

（経営管理実施権配分計画の取消し）

第四十条 市町村は、第九条第二項又は第十五条第二項、第二十三条第

当該経営管理権集積計画に同意しているときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確認することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

（共有者不明森林に係る公告）

第十一条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林共有者を確認することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一（五）（略）

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

七（略）

（所有者不明森林に係る公告）

第二十五条 市町村は、前条の探索を行ってもなお不明森林所有者を確認することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一・二（略）

三 不明森林所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

四（八）（略）

（経営管理実施権配分計画の取消し）

第四十条 市町村は、第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第

第二項若しくは第三十二条第二項（これらの規定を第五十三条において準用する場合を含む。）の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

2
(略)

第五章 経営管理の集約化の推進

第一節 定義

第四十二条 この章において「経営管理の集約化」とは、一体経営管理森林（自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地利用の動向その他の事情を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。次条第一項及び第二項第一号並びに第四十五条第一項において同じ。）の区域において、必要な作業路網の整備その他の措置を講じつつ、当該区域内の森林ごとに必要な経営管理実施権の設定その他の措置を講ずることにより、一体的かつ効率的な経営管理の実施を実現することをいう。

2 この章において「適合事業者」とは、第四十四条第二項の規定により、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると都道府県が認めて公表している民間事業者をいう。

第二節 地域経営管理集約化構想の作成等

(地域経営管理集約化構想の作成)

第四十三条 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をその区域に含む都道府県に限る。第三項において同じ。）と共同して、政令で定めるところにより、第四十五条第一項の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に

二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

2
(略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

- 関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができる。
- 2| 集約化構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一| 一体経営管理森林の区域
- 二| 前号に掲げる区域における経営管理の方針
- 三| 前号に掲げる方針を踏まえた経営管理の集約化に関する目標
- 四| 前号に掲げる目標を達成するために必要な作業路網の整備その他の措置に関する方針
- 3| 市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあつては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、前項第三号に掲げる目標として次に掲げる事項を定めるとともに、これらの事項を記載した地図を作成するものとする。
- 一| 前項第一号に掲げる区域において経営管理が円滑に行われるよう経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林
- 二| 適合事業者（次条第一項の規定による公募において、集約化構想が定められる場合に前項第一号に掲げる区域を含む同条第一項に規定する公募区域において経営管理を行うことを希望した適合事業者に限る。第七項及び第四十五条第一項において同じ。）の中から選定された前号に掲げる森林において経営管理を行うべき適合事業者
- 4| 集約化構想においては、第二項各号に掲げる事項のほか、同項第一号に掲げる区域における経営管理の集約化に関する次に掲げる事項を定めることができる。
- 一| 林道の開設及び改良に関する事項
- 二| 前項第二号に掲げる適合事業者が同項第一号に掲げる森林の森林所有者等（森林法第十条の七に規定する森林所有者等をいう。第四十九条において同じ。）となつた場合における施業実施協定（同法第十条の十一第一項に規定する施業実施協定であつて、同項に規定する森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものをいう。第四十九条において同じ。）又は施業施設協定（同法第十条の十一の九第一項に規定する

施設協定をいう。第四十九条において同じ。）の締結に関する事項

5| 集約化構想は、次に掲げる要件に該当するものでなければならぬ。

一| 集約化構想を定める市町村が森林法第十条の五第一項の規定によりたてた市町村森林整備計画（第四十五条第一項において単に「市町村森林整備計画」という。）、当該市町村の区域をその区域を含む都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。

二| 経営管理の集約化を図るため必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

6| 集約化構想を定めた市町村等は、情勢の推移により必要が生じたときは、当該集約化構想を変更するものとする。

7| 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合には、あらかじめ、適合事業者及び第四十五条第一項の地域の関係者の意見を聴くものとする。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

8| 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更する場合（前項ただし書の農林水産省令で定める軽微な変更をする場合を除く。）には、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該集約化構想の案を当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。この場合において、利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該集約化構想の案について、当該市町村等に意見書を提出することができる。

9| 市町村等は、集約化構想を定め、又はこれを変更したときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

（民間事業者の公募及び公表）

第四十四条 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、定期的に、都道府県が定める区域（第五十条第一項において「公募区域

（新設）

「と。）」ことに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる前条第二項第一号に掲げる区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。

2| 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

(協議の場の設置等)

第四十五条 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該地域における一体経営管理森林の区域及び当該区域における経営管理の方針その他経営管理の集約化を図るために必要な事項について、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関連事業者（木材の製造、加工、輸入、輸出又は販売をする事業、木材を使用して建築物その他の工作物の建築又は建設をする事業その他木材を利用する事業を行う者をいう。）その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

2| 集約化構想を定める市町村は、前項の協議を行う場合には、農林水産省令で定めるところにより、同項の地域（当該市町村の区域内のものに限る。）内の森林の森林所有者（第六条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該森林についての経営管理の意向に関する調査を行うものとする。ただし、当該森林について既に第五条の規定による調査を行っている場合は、当該調査の実施をもつて、この項の規定による調査の実施に代えることができるものとする。

(新設)

3| 市町村等は、第一項の協議を行う場合には、同項の地域の関係者の理解と協力を得るため、当該地域内の森林に関する地図を活用し、当該森林の森林所有者の当該森林についての経営管理の意向、当該森林に係る森林資源の状況その他の経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(関係権利者に関する情報の提供)

第四十六条 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、農林水産省令で定めるところにより、構想森林(第四十三条第三項の規定により当該集約化構想において定められた同項第一号に掲げる森林をいう。以下同じ。)ごとに、構想適合事業者(同項の規定により当該集約化構想において定められた同項第二号に掲げる適合事業者をいう。以下同じ。)の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この条において「関係権利者」という。)の氏名その他の関係権利者に関する情報を提供することができる。

(不動産登記法の特例)

第四十七条 市町村等は、集約化構想を定めた場合において、一筆の土地(当該集約化構想において定められた第四十三条第二項第一号に掲げる区域内の森林の土地に限る。)及びこれに隣接する他の土地であつて、森林法第九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として当該一筆の土地と当該他の土地との境界に関する測量が実施された旨が記載されており、かつ、当該境界が特定されていないものがあるときは、不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第三百三十一条第二項の規定にかかわらず、これらの土地の所有権登記名義人等(同法第二百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。)のうちいずれかの者の同意を得たときは、同法第二百二十五条に規定する筆界特定登記官に対し、当該一筆の土地と当該他の土地との筆界(同法第二百二十三条第一号に

(新設)

(新設)

規定する筆界をいい、同法第十四条第一項の地図が作成されていないものに限る。）について、同法第二百二十三条第二号に規定する筆界特定の申請をすることができる。

（林道の開設及び改良に係る地域森林計画の変更等の要請）

第四十八条 市町村（集約化構想を市町村と共同して定めた都道府県の区域内の市町村を除く。）は、集約化構想において第四十三条第四項第一号に掲げる事項を定めた場合には、当該市町村の区域をその区域を含む都道府県の知事に対し、農林水産省令で定めるところにより、当該集約化構想において定められた当該事項に関連して必要となる森林法第五条第一項の地域森林計画（以下この項及び次項において単に「地域森林計画」という。）をたて、又はこれを変更することの要請をすることができる。この場合においては、当該要請に係る地域森林計画の素案を添えなければならない。

2| 前項の規定による要請を受けた都道府県知事は、遅滞なく、当該要請を踏まえた地域森林計画（当該要請に係る地域森林計画の素案の内容の全部又は一部を実現することとなる地域森林計画をいう。次項において同じ。）をたて、又はこれを変更する必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、その案を作成しなければならぬ。

3| 第一項の規定による要請を受けた都道府県知事は、当該要請を踏まえた地域森林計画をたて、又はこれを変更する必要があると判断したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該要請をした市町村に通知しなければならない。

（森林法の特例）

第四十九条 構想適合事業者が構想森林の森林所有者等となつた場合において、集約化構想（第四十三条第四項第二号に掲げる事項が定められているものに限る。）に従つて当該構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定に関する森林法第十条の十一の三第一項（同法第十条の十一の九第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については

（新設）

（新設）

第四十三条第九項の規定による公告があつたことをもつて、同法第十条の十一の三第一項の規定による公告及び縦覧があり、かつ、同項の縦覧期間が満了したものとみなす。

(適合事業者による集約化構想の作成の申出)

第五十条 適合事業者は、農林水産省令で定めるところにより、第四十四条第一項の規定による公募において集約化構想が定められる場合に経営管理を行うことを希望した公募区域内の森林の区域について、当該森林の所在地の市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

2| 前項の規定による申出を受けた市町村は、当該申出に係る森林の区域について集約化構想を定めなざることとしたときは、その旨及びその理由を、当該申出をした適合事業者に通知するよう努めるものとする。

第三節 権利集積配分一括計画の作成等

(権利集積配分一括計画の作成)

第五十一条 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への当該構想森林の経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。

2| 権利集積配分一括計画においては、当該権利集積配分一括計画に従つて行われる次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を定めるものとする。

- 一 市町村への経営管理権の集積 次に掲げる事項
 - イ 市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林(以下「一括計画対象森林」という。)の所在、地番、地目及び面積
 - ロ 一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ハ 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

(新設)

(新設)

(新設)

- 二 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
 - ホ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
 - ヘ 一括計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件
 - ト ハに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第五十三条において準用する第十五条第二項、第二十三条第二項若しくは第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
 - チ その他農林水産省令で定める事項
- 二 構想適合事業者への経営管理実施権の設定 次に掲げる事項
- イ 経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
 - ロ 構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、地番、地目及び面積
 - ハ ロに規定する一括計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
 - ニ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間
 - ホ 構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
 - ヘ ロに規定する一括計画対象森林に係る前号ホに規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
 - ト 市町村に支払われるべき金銭がある場合（チに規定する清算の場合を除く。）における当該金銭の額の算定方法及び当該金銭の支払の時期
 - チ ニに規定する存続期間の満了時及び第四十一条第二項の規定により同項に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
 - リ その他農林水産省令で定める事項

- 3| 前項第一号ホに規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。
- 4| 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、第二項各号に定める事項のほか、当該集約化構想において定められた構想森林（一括計画対象森林を除く。以下この項において同じ。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に次に掲げる事項を定めることができる。
 - 一 所有権の移転を受ける構想適合事業者の氏名又は名称及び住所
 - 二 構想適合事業者が所有権の移転を受ける構想森林の立木竹及び土地の所在、地番、地目及び面積
 - 三 構想適合事業者に前号に規定する構想森林の立木竹及び土地について所有権の移転を行う者の氏名又は名称及び住所
 - 四 構想適合事業者が移転を受ける所有権の移転の後に於ける森林の立木竹及び土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法
 - 五 その他農林水産省令で定める事項
- 5| 権利集積配分一括計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならず。
 - 一 権利集積配分一括計画の内容が集約化構想の実現に資するものであること。
 - 二 森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものであること。
 - 三 第二項第一号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計画対象森林について所有権を有する

者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

四 第二項第二号に定める事項について、一括計画対象森林ごとに、同号イに規定する構想適合事業者の同意が得られていること。

五 前項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、次のいずれにも該当すること。

イ 前項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地ごとに、同項第一号に規定する構想適合事業者並びに当該構想森林の立木竹及び土地について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られていること。

ロ 前項第一号に規定する構想適合事業者が、所有権の移転が行われた後において、同項第二号に規定する構想森林の立木竹及び土地を同項第四号に規定する森林の立木竹及び土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

(権利集積配分一括計画の公告等)

第五十二条 市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2| 前項の規定による公告があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、前条第二項第一号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理権集積計画を定めて第七条第一項の規定により公告したものと、前条第二項第二号に定める事項に係る部分にあつては前項の市町村が経営管理実施権配分計画を定めて第三十七条第一項の規定により公告したものとそれぞれみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第三十五条第二項第六号中「第四条第二項第五号」とあるのは「第五十一条第二項第一号ホ」と、第四十条第二項第二号中「第三十六条第二項各号」とあるのは「第四十四条第二項各号」とする。

(新設)

3| 第一項の規定による公告（前条第四項各号に掲げる事項が定められた権利集積配分一括計画に係るものに限る。第五十四条から第五十六条までにおいて同じ。）があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転する。

（権利集積配分一括計画の作成手続の特例）

第五十三条 第二章第二節の規定は、権利集積配分一括計画のうち第五十一条第二項第一号に定める事項に係る部分を定める場合において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときについて準用する。この場合において、第二十一条第一項及び第三十条第一項中「第七条第一項」とあるのは、「第五十二条第一項」と読み替えるものとする。

（登記の特例）

第五十四条 第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法の特例を定めることができる。

（森林法の特例）

第五十五条 第五十二条第一項の規定による公告があつたときは、森林法第十条の七の二第一項本文の規定による届出があつたものとみなす。

（勧告）

第五十六条 市町村の長は、第五十二条第一項の規定による公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、相当の期限を定めて、当該利用目的に従つて森林の立木竹及び土地を利用すべきことを勧告することができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第六章 経営管理支援法人

(新設)

(経営管理支援法人の指定)

第五十七条 市町村の長は、特定非営利活動促進法(平成十年法律第

七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、経営管理支援法人(以下「支援法人」という。)として指定することができる。

2| 市町村の長は、前項の規定による指定をしたときは、当該支援法人の名称又は商号、住所及び事務所又は営業所の所在地を公示するものとする。

3| 支援法人は、その名称若しくは商号、住所又は事務所若しくは営業所の所在地を変更するときは、あらかじめ、その旨を市町村の長に届け出なければならない。

4| 市町村の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示するものとする。

(支援法人の業務)

第五十八条 支援法人は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 森林所有者、民間事業者その他経営管理を行おうとする者に対し、経営管理の実施に関する情報の提供又は相談その他の経営管理の実施のために必要な支援を行うこと。

二 経営管理の実施に関する調査研究を行うこと。

三 経営管理の実施に関する普及啓発を行うこと。

四 委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森林所有者(第六十条第二項において単に「森林所有者」という。)の探索を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、経営管理の実施を支援するために必要な事業又は事務を行うこと。

(新設)

(新設)

(監督等)

- 第五十九条 市町村の長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があるときは、支援法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2| 市町村の長は、支援法人が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、支援法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3| 市町村の長は、支援法人が前項の規定による命令に違反したときは、第五十七条第一項の規定による指定を取り消すことができる。
- 4| 市町村の長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(情報提供等)

- 第六十条 国及び地方公共団体は、支援法人に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 2| 市町村の長は、支援法人から第五十八条第四号に掲げる業務の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報(以下この項及び次項において「所有者関連情報」という。)の提供の求めがあったときは、当該森林所有者の探索に必要な限度で、当該支援法人に対し、所有者関連情報を提供するものとする。
- 3| 前項の場合において、市町村の長は、支援法人に対し所有者関連情報を提供するとき、あらかじめ、当該所有者関連情報を提供することについて本人(当該所有者関連情報によって識別される特定の個人をいう。)の同意を得なければならない。
- 4| 前項の同意は、その所在が判明している者に対して求めれば足りる。

(支援法人による経営管理権集積計画等の作成の申出)

- 第六十一条 支援法人は、農林水産省令で定めるところにより、当該支援法人を指定した市町村に対し、当該市町村の区域内の森林について経営管理権集積計画を定め、又は当該区域内の森林の区域について集約化構想を定めるべきことを申し出ることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

第七章 災害等防止措置命令等

第六十二条 (略)

(代執行)

第六十三条 (略)

2・3 (略)

(削る。)

第八章 林業経営者に対する支援措置

第六十四条～第六十六条 (略)

第九章 雑則

(情報提供等)

第六十七条 農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に
関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連
携し、第十一条又は第二十五条(これらの規定を第五十三条におい
て準用する場合を含む。)の規定による公告に係る共有者不明森林
又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提
供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都道府県による森林経営管理事務の代替執行)

第六十八条 都道府県は、その区域内の市町村における次に掲げる事
務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の
当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び
執行すること(第三項において「森林経営管理事務の代替執行」と
いう。)について、当該市町村に協議し、その同意を求めることが

第五章 災害等防止措置命令等

第四十二条 (略)

(代執行)

第四十三条 (略)

2・3 (略)

4 第一項の規定により市町村の長が災害等防止措置の全部又は一部
を講ずる場合における立木の伐採については、森林法第十条の八第
一項本文の規定は、適用しない。

第六章 林業経営者に対する支援措置

第四十四条～第四十六条 (略)

第七章 雑則

(情報提供等)

第四十七条 農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に
関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連
携し、第十一条又は第二十五条の規定による公告に係る共有者不明
森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用によ
る提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(都道府県による森林経営管理事務の代替執行)

第四十八条 都道府県は、その区域内の市町村における次に掲げる事
務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の
当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び
執行すること(第三項において「森林経営管理事務の代替執行」と
いう。)について、当該市町村に協議し、その同意を求めることが

<p>第七十三條 (略)</p> <p>第六十九條～第七十一條 (略)</p> <p>第十章 罰則</p> <p>第七十二條 第六十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第五十三條 (略)</p> <p>第四十九條～第五十一條 (略)</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第五十二條 第四十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

できる。

一 第五条又は第四十五条第二項の規定による調査の実施に関する事務

二～四 (略)

五 集約化構想の作成に関する事務

六 権利集積配分一括計画の作成に関する事務

2・3 (略)

第六十九條～第七十一條 (略)

第十章 罰則

第七十二條 第六十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

できる。

一 経営管理意向調査に関する事務

二～四 (略)

(新設)

(新設)

2・3 (略)

第四十九條～第五十一條 (略)

第八章 罰則

第五十二條 第四十二條第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第五十三條 (略)

改正案	現行
<p>（地域森林計画の案の縦覧等） 第六条（略） 2～4（略） 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。 一 次号から第四号までに掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。 二（略） 三 前条第二項第七号に掲げる事項のうち森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十八条第一項の規定による同項に規定する市町村からの要請に係る部分 農林水産大臣及び当該市町村の長に協議すること。 四（略） 6・7（略）</p> <p>（開発行為の許可） 第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう</p>	<p>（地域森林計画の案の縦覧等） 第六条（略） 2～4（略） 5 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。 一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。 二（略） 三（新設） 6・7（略）</p> <p>（開発行為の許可） 第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう</p>

。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行う場合
二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行う場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなればならない。

一・一の二 (略)

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 (略)

3 (略)

4 第一項の許可には、擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことその他の条件を付することができる。

5・6 (略)

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

2| 都道府県知事は、前項の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく当該命令に従わなかつたときは、その旨及び当該命令に

。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合
二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなればならない。

一・一の二 (略)

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源の涵養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 (略)

3 (略)

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5・6 (略)

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に付した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(新設)

係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができる。

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等(市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除く。以下この条において同じ。)は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一十一 (略)

2・3 (略)

(施業実施協定)

第十条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項及び第十条の十一の九第一項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行ふ間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

イ 第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行ふ森林施業の種類並びにその実施の方法及

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 一十一 (略)

2・3 (略)

(施業実施協定)

第十条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの(以下この項において「対象森林」という。)の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定(以下「施業実施協定」という。)であつて当該対象森林について行ふ間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

一・二 (略)

2 (略)

3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 (略)

二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行ふ森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期

び時期その他農林水産省令で定める事項

ロ 前項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

三〇五 (略)

4・5 (略)

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一〇三 (略)

四 第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法第四十三条第一項に規定する集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域が施業実施協定の対象とする森林の区域の全部又は一部を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであること。

2 (略)

(施業施設協定)

第十条の十一の九 対象森林の森林所有者等及び当該対象森林の施業を実施するために必要な作業路網その他の施設(以下この条において「施業施設」という。)の施設所有者等(当該施業施設の所有者、その敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時的に使用する施設のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者をいう。)は、当該市町村の長の認可を受けて、当該対象森林について一定の区域を定め、その区域内の森林の施業を実施するために必要な施業施設の設置又は維持運営に関する協定(以下この条において「施業施設協定」という。)を締結することができる。

その他農林水産省令で定める事項

ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

三〇五 (略)

4・5 (略)

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

2 (略)

(新設)

2| 施業施設協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 施業施設協定の目的となる前項の森林の区域及びその面積並びに施業施設の位置

二| 施業施設の設置又は維持運営に関する事項

三| 施業施設協定の有効期間

四| 施業施設協定に違反した場合の措置

3| 第十条の十一（第四項及び第五項に限る。）から前条までの規定は、施業施設協定並びに当該施業施設協定の対象となる森林及び施業施設について準用する。この場合において、第十条の十一第四項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象となる施業施設の施設所有者等（第十条の十一の九第一項に規定する施設所有者等をいう。以下同じ。）」と、第十条の十一の三第一項及び第十条の十一の四第一項中「第十条の十一第一項又は第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、同項第二号中「森林」とあるのは「森林及び施業施設協定の対象とする施業施設」と、同項第四号中「第十条の十一第一項の認可の申請に係る施業実施協定にあつては、森林経営管理法」とあるのは「森林経営管理法」と、同条第二項中「明示し」とあるのは「明示し、かつ、施業施設協定の対象とする施業施設である旨を当該施業施設内の見やすい場所に、又は当該施業施設が存する旨をその敷地である土地の区域内の見やすい場所に明示し」と、第十条の十一の五第一項、第十条の十一の七第一項及び前条第二項中「森林の土地の所有者」とあるのは「施設所有者等」と、第十条の十一の六中「森林の土地の所有者」とあるのは「施業施設協定の対象とする施業施設の施設所有者等」と、第十条の十一の七第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「第十条の十一の九第一項」と、前条第一項中「第十条の十一第一項若しくは第二項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

（公告）

第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲

（公告）

第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲

げる事項を公告するものとする。

一～三 (略)

四 次に掲げる者は、公告の日から起算して二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ・ロ (略)

五 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十条の二第一項の許可に付した同条第四項の条件(擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設を設置し、又は維持管理すべきことを内容とするものに限る。)に違反し、開発行為をした者

三 第十条の三第一項の規定による命令に違反した者

四・五 (略)

げる事項を公告するものとする。

一～三 (略)

四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨

イ・ロ (略)

五 (略)

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

(新設)

二 第十条の三の規定による命令に違反した者

三・四 (略)

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係） 提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>（略）</p>	<p>別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係） 提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関</p>	<p>（略）</p>
<p>五の四十一 市町村長</p>	<p>（略）</p>	<p>五の四十一 市町村長</p>	<p>（略）</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その</p>	<p>事務</p>	<p>別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係） 提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その</p>	<p>事務</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>（略）</p>

(略)	四の四十一 市町村長	他の執行機関
(略)	<p>森林経営管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の調査、同法第十条若しくは第二十四条（これらの規定を同法第五十三条において準用する場合を含む。）の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成、同法第四十五条第二項の調査、同法第五十一条第一項の権利集積配分一括計画の作成又は同法第六十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	(略)

(略)	四の四十一 市町村長	他の執行機関
(略)	<p>森林経営管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	(略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（附則第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（事業計画）</p> <p>第四条 森林所有者等（指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、同法第四十二条第二項に規定する適合事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織する団体（以下「木材利用事業者等」という。）又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（同項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号へ(2)の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の</p>	<p>（事業計画）</p> <p>第四条 森林所有者等（指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織する団体（以下「木材利用事業者等」という。）又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産流通改善施設」という。）の整備を含む。）を図る事業（以下「木材安定供給確保事業」という。）に関する計画（以下この章において「事業計画」という。）を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事（同項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号へ(2)の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあっては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。）に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。</p>

2
～
13
(略)
認定を受けることができる。

2
～
13
(略)

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第六十六条の規定による支援を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十二条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。</p>

○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（森林法の特例） 第二十条（略） 2 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。）又は認定連携活動実施者が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しない。</p>	<p>（森林法の特例） 第二十条（略） 2 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。）又は認定連携市町村等が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従って行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しない。</p>

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案 参照条文目次

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）	1
○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）	13
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）	22
○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）	25
○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）	29
○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）（抄）	29
○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）	30
○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）	31
○ 海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）（抄）	31
○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）	32

○ 森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）（抄）

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
 - 第二章 市町村への経営管理権の集積
 - 第一節 経営管理権集積計画の作成等（第四条―第九条）
 - 第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例
 - 第一款 共有者不明森林に係る特例（第十条―第十五条）
 - 第二款 確知所有者不同意森林に係る特例（第十六条―第二十三条）
 - 第三款 所有者不明森林に係る特例（第二十四条―第三十二条）
 - 第三章 市町村による森林の経営管理（第三十三条・第三十四条）
 - 第四章 民間事業者への経営管理実施権の配分（第三十五条―第四十一条）
 - 第五章 災害等防止措置命令等（第四十二条・第四十三条）
 - 第六章 林業経営者に対する支援措置（第四十四条―第四十六条）
 - 第七章 雑則（第四十七条―第五十一条）
 - 第八章 罰則（第五十二条・第五十三条）
- 附則

（目的）

第一条 この法律は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とする森林について、市町村が、経営管理権集積計画を定め、森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を講ずることにより、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の發揮に資することを目的とする。

（定義）

- 第二条 この法律において「森林」とは、森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。
- 2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- 3 この法律において「経営管理」とは、森林（森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象とするものに限る。第五章を除き、以下同じ。）について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
- 4 この法律において「経営管理権」とは、森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」とい

う。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利をいう。

5 この法律において「経営管理実施権」とは、森林について経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等(販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払うことを含む。)を実施するための権利をいう。

第二章 市町村への経営管理権の集積

第一節 経営管理権集積計画の作成等

(経営管理権集積計画の作成)

第四条 市町村は、その区域内に存する森林の全部又は一部について、当該森林についての経営管理の状況、当該森林の存する地域の実情その他の事情を勘案して、当該森林の経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、経営管理権集積計画を定めるものとする。

2 経営管理権集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が経営管理権の設定を受ける森林(以下「集積計画対象森林」という。)の所在、地番、地目及び面積

二 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所

三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 前項第五号に規定する算定方法を定めるに当たっては、計画的かつ確実に伐採後の造林及び保育が実施されることにより経営管理が行われるよう、伐採後の造林及び保育に要する経費が適切に算定されなければならない。

4 経営管理権集積計画は、森林法第十条の五第一項の規定によりたてられた市町村森林整備計画、都道府県の治山事業(同法第十条の十五第四項第四号に規定する治山事業をいう。)の実施に関する計画その他地方公共団体の森林の整備及び保全に関する計画との調和が保たれたものでなければならない。

5 経営管理権集積計画は、集積計画対象森林ごとに、当該集積計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。

(経営管理意向調査)

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

(経営管理権集積計画の作成の申出)

第六条 森林所有者は、農林水産省令で定めるところにより、その権原に属する森林について、当該森林の所在地の市町村に対し、経営管理権集積計画を定めるべきことを申し出ることができる。

2 (略)

(経営管理権集積計画の公告等)

第七条 市町村は、経営管理権集積計画を定めるときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、その公告があった経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に金銭の支払を受ける権利（以下「経営管理受益権」という。）が、それぞれ設定される。

3 (略)

(経営管理権集積計画の取消し)

第八条 市町村は、経営管理権を有する森林の森林所有者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

二・三 (略)

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第九条 (略)

2 前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第二節 経営管理権集積計画の作成手続の特例

第一款 共有者不明森林に係る特例

(不明森林共有者の探索)

第十条 市町村は、経営管理権集積計画（存続期間が五十年を超えない経営管理権の設定を市町村が受けることを内容とするものに限る。以下この款において同じ。）を定める場合において、集積計画対象森林のうち、数人の共有に属する森林であつてその森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不明森林」という。）があり、かつ、当該森林所有者で知れているものの全部が当該経営管理権集積計画に同意しているときは、相応な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、当該森林所有者で確知することができないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行うものとする。

(共有者不明森林に係る公告)

第十一条 市町村は、前条の探索を行つてもなお不明森林共有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 共有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 共有者不明森林の森林所有者の一部を確知することができない旨

三 共有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨

四 前号に規定する経営管理権に基づき、共有者不明森林について次のいずれかが行われる旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

ロ 第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理

五 共有者不明森林についての次に掲げる事項

イ 第三号に規定する経営管理権の始期及び存続期間

ロ 第三号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

ニ イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

六 不明森林共有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出て、経営管理権集積計画又は前三号に掲げる事項について異議を述べることができる旨

七 不明森林共有者が前号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不明森林共有者は経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨

(不明森林共有者のみなし同意)

第十二条 不明森林共有者が前条第六号に規定する期間内に異議を述べなかつたときは、当該不明森林共有者は、経営管理権集積計画に同意したものとみなす旨

なす。

(経営管理権集積計画の取消し)

第十三条 前条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつたときは、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第十四条 第十二条の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該同意に係るものについて

第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があつた場合について準用する。

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第十五条 市町村は、第十三条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち第十三条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第二款 確知所有者不同意森林に係る特例

(同意の勧告)

第十六条 市町村が経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者」という。）が当該経営管理権集積計画に同意しないもの（以下「確知所有者不同意森林」という。）があるときは、当該市町村の長は、農林水産省令で定めるところにより、当該確知森林所有者に対し、当該経営管理権集積計画に同意すべき旨を勧告することができる。

(裁定の申請)

第十七条 市町村の長が前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告をした日から起算して二月以内に当該勧告を受けた確知森林所有者が経営管理権集積計画に同意しないときは、当該市町村の長は、当該勧告をした日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

(意見書の提出)

第十八条 都道府県知事は、前条の規定による申請があったときは、当該申請をした市町村が希望する経営管理権集積計画の内容を当該申請に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知し、二週間を下らない期間を指定して意見書を提出する機会を与えるものとする。

2 前項の意見書を提出する確知森林所有者は、当該意見書において、当該確知森林所有者の有する権利の種類及び内容、同項の経営管理権集積計画の内容に同意しない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の期間を経過した後でなければ、裁定をしないものとする。

(裁定)

第十九条 都道府県知事は、第十七条の規定による申請に係る確知所有者不同意森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、前条第一項の意見書の内容、当該確知所有者不同意森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該確知所有者不同意森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 確知所有者不同意森林の所在、地番、地目及び面積

二 確知所有者不同意森林の確知森林所有者の氏名又は名称及び住所

三 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

四 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

五 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において確知森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

六 確知所有者不同意森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

七 第三号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項、第十五条第二項又は第二十三条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号、第三号及び第四号に掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第三号に規定する存続期間については五十年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく経営管理権集積計画)

第二十条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該裁定の申請をした市町村の長及び当該裁定に係る確知所有者不同意森林の確知森林所有者に通知するものとする。当該裁定についての審査請求に対する裁決によって当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあつては、裁決によるその内容の変更のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、確知森林所有者は、これに同意したものとみなす。

（経営管理権集積計画の取消し）

第二十一条 前条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（次条第一項に規定するものを除く。）は、前条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があつた日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があつた場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第二十二条 第二十条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者であつて第十八条第一項の経営管理権集積計画の内容に同意しない旨の同項の意見書を提出したもの（その権原に属する森林のうち第二十条第二項の規定により定められた経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

（経営管理権集積計画の取消しの公告）

第二十三条 市町村は、第二十一条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理権集積計画のうち第二十一条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

第三款 所有者不明森林に係る特例

(不明森林所有者の探索)

第二十四条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、集積計画対象森林のうちに、その森林所有者（数人の共有に属する森林にあつては、その森林所有者の全部。次条第二号において同じ。）を確知することができないもの（以下「所有者不明森林」という。）があるときは、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することができない森林所有者（以下「不明森林所有者」という。）の探索を行うものとする。

(所有者不明森林に係る公告)

第二十五条 市町村は、前条の探索を行つてもなお不明森林所有者を確知することができないときは、その定めようとする経営管理権集積計画及び次に掲げる事項を公告するものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 所有者不明森林の森林所有者を確知することができない旨

三 不明森林所有者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて市町村に申し出るべき旨

四 前号に規定する期間内に同号の規定による申出がないときは、所有者不明森林について、都道府県知事が第二十七条第一項の裁定をすることがある旨

五 所有者不明森林について、経営管理権集積計画の定めるところにより、市町村が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける旨

六 前号に規定する経営管理権に基づき、所有者不明森林について次のいずれかが行われる旨

イ 第三十三条第一項に規定する市町村森林経営管理事業の実施による経営管理

ロ 第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理

七 所有者不明森林についての次に掲げる事項

イ 第五号に規定する経営管理権の始期及び存続期間

ロ 第五号に規定する経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

ハ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

ニ イに規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

八 その他農林水産省令で定める事項

(裁定の申請)

第二十六条 市町村が前条の規定による公告をした場合において、同条第三号に規定する期間内に不明森林所有者から同号の規定による申出がないときは、当該市町村の長は、当該期間が経過した日から起算して四月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事の裁定を申請することができる。

(裁定)

第二十七条 都道府県知事は、前条の規定による申請に係る所有者不明森林について、現に経営管理が行われておらず、かつ、当該所有者不明森林の自然的経済的社会的諸条件、その周辺の地域における土地の利用の動向その他の事情を勘案して、当該所有者不明森林の経営管理権を当該申請をした市町村に集積することが必要かつ適当であると認める場合には、裁定をするものとする。

2 前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 所有者不明森林の所在、地番、地目及び面積

二 市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間

三 市町村が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

四 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期

五 所有者不明森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、市町村にその旨を通知しなければならない旨の条件

六 第二号に規定する存続期間の満了時及び第九条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法

七 その他農林水産省令で定める事項

3 第一項の裁定は、前項第一号から第三号までに掲げる事項については申請の範囲を超えないものとし、同項第二号に規定する存続期間については五年を限度として定めるものとする。

(裁定に基づく経営管理権集積計画)

第二十八条 都道府県知事は、前条第一項の裁定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該裁定の申請をした市町村の長に通知するとともに、公告するものとする。当該裁定についての審査請求に対する判決によつて当該裁定の内容が変更されたときも、同様とする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、速やかに、前条第一項の裁定（前項後段に規定するときにあっては、判決によるその内容の変更後のもの）において定められた同条第二項各号に掲げる事項を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

3 前項の規定により定められた経営管理権集積計画については、不明森林所有者は、これに同意したものとみなす。

(供託)

第二十九条 前条第三項の規定により同意したものとみなされた経営管理権集積計画に基づき森林所有者に支払うべき金銭が生じたときは、市町村（当該同意に係る森林について第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されている場合にあっては、当該経営管理実施権の設定を受けた民間事業者）は、当該金銭の支払に代えて、当該金銭を供託するものとする。

2 前項の規定による金銭の供託は、当該森林の所在地の供託所にするものとする。

(経営管理権集積計画の取消し)

第三十条 第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（次条第一項に規定するものを除く。）は、当該経営管理権集積計画について第七条第一項の規定による公告があった日から起算して五年を経過したときは、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

2 市町村の長は、前項の規定による申出があった場合には、当該申出の日から起算して二月を経過した日以後速やかに、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すものとする。

第三十一条 第二十八条第三項の規定により経営管理権集積計画に同意したものとみなされた森林所有者（その権原に属する森林のうち当該経営管理権集積計画に係るものについて第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定されているものに限る。）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に対し、当該経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すべきことを申し出ることができる。

一 経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しについて、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者の承諾を得た場合

二 予見し難い経済情勢の変化その他経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分を取り消すことについてやむを得ない事情があり、かつ、当該部分に係る経営管理権に基づく経営管理実施権の設定を受けている民間事業者に対し、当該森林所有者が通常生ずべき損失の補償をする場合

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申出があった場合について準用する。

(経営管理権集積計画の取消しの公告)

第三十二条 市町村は、第三十条第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による取消しをしたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、経営管理権集積計画のうち第三十条第二項の規定により取り消された部分に係る経営管理権に係る委託は、解除されたものとみなす。

(経営管理実施権配分計画の作成)

第三十五条 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、農林水産省令で定めるところにより、経営管理実施権配分計画を定めるものとする。

2 経営管理実施権配分計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一（五）（略）

六 第二号に規定する森林に係る経営管理権集積計画において定められた第四条第二項第五号に規定する金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法

七〇九 (略)

3 (略)

(民間事業者の選定等)

第三十六条 (略)

2 都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定による公募に応募した民間事業者のうち次に掲げる要件に適合するもの及びその応募の内容に関する情報を整理し、これを公表するものとする。

一 経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有すると認められること。

二 経営管理を確実にを行うに足りる経理的な基礎を有すると認められること。

3・4 (略)

(経営管理実施権配分計画の公告等)

第三十七条 市町村は、経営管理実施権配分計画を定めたときは、農林水産省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

2 前項の規定による公告があったときは、その公告があった経営管理実施権配分計画の定めるところにより、民間事業者に経営管理実施権が、森林所有者及び市町村に経営管理受益権が、それぞれ設定される。

3・4 (略)

(経営管理実施権配分計画の取消し)

第四十条 市町村は、第九条第二項、第十五条第二項、第二十三条第二項又は第三十二条第二項の規定によりこれらの規定に規定する委託が解除されたものとみなされた場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該解除に係る経営管理権に基づいて設定された経営管理実施権に係る森林に係る部分を取り消すものとする。

2 市町村は、林業経営者が次の各号のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち当該林業経営者に係る部分を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な手段により市町村に経営管理実施権配分計画を定めさせたことが判明した場合

二 第三十六条第二項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

三 経営管理実施権の設定を受けた森林について経営管理を行っていないと認める場合

四 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

五 正当な理由がなくて前条の報告をしない場合

六 その他経営管理に支障を生じさせるものとして農林水産省令で定める要件に該当する場合

(経営管理実施権配分計画の取消しの公告等)

第四十一条 (略)

2 前項の規定による公告があつたときは、経営管理実施権配分計画のうち前条の規定により取り消された部分に係る経営管理実施権に係る委託は、解除されたものとみなす。

(災害等防止措置命令)

第四十二条 市町村の長は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されることが確実であると見込まれる森林(森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林を除く。以下この章において同じ。)における次に掲げる事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、その必要の限度において、当該森林の森林所有者に対し、期限を定めて、当該事態の発生を防止のために必要の措置その他必要な措置(以下「災害等防止措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合又は同法第十条の九第三項若しくは森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十七条第三項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

- 一 当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させること。
- 二 当該森林の現に有する水害の防止の機能に依存する地域において水害を発生させること。
- 三 当該森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地域において水の確保に著しい支障を及ぼすこと。
- 四 当該森林の周辺の地域において環境を著しく悪化させること。

2 (略)

(代執行)

第四十三条 市町村の長は、前条第一項に規定する場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、自らその災害等防止措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認めるときは、相当の期限を定めて、当該災害等防止措置を講ずべき旨及びその期限までに当該災害等防止措置を講じないときは、自ら当該災害等防止措置を講じ、当該災害等防止措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告するものとする。

一 前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命ぜられた森林所有者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る災害等防止措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により災害等防止措置を講ずべきことを命じようとする場合において、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により当該災害等防止措置を命ずべき森林所有者の探索を行つてもなお当該森林所有者を確知することができないとき。

三 緊急に災害等防止措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該災害等防止措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 市町村の長は、前項の規定により災害等防止措置の全部又は一部を講じたときは、当該災害等防止措置に要した費用について、農林水産省令で定めるところにより、当該森林の森林所有者から徴収することができる。

- 3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。
- 4 第一項の規定により市町村の長が災害等防止措置の全部又は一部を講ずる場合における立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文の規定は、適用しない。

（独立行政法人農林漁業信用基金による支援）

第四十六条 独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言その他の支援を行うことができる。

（情報提供等）

第四十七条 農林水産大臣は、共有者不明森林及び所有者不明森林に関する情報の周知を図るため、地方公共団体その他の関係機関と連携し、第十一条又は第二十五条の規定による公告に係る共有者不明森林又は所有者不明森林に関する情報のインターネットの利用による提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（都道府県による森林経営管理事務の代替執行）

第四十八条 都道府県は、その区域内の市町村における次に掲げる事務の実施体制の整備の状況その他の事情を勘案して、当該市町村の当該事務の全部又は一部を、当該市町村の名において管理し、及び執行すること（第三項において「森林経営管理事務の代替執行」という。）について、当該市町村に協議し、その同意を求めることができる。

一 経営管理意向調査に関する事務

二 経営管理権集積計画の作成に関する事務

三 市町村森林経営管理事業に関する事務

四 経営管理実施権配分計画の作成に関する事務

2 前項の同意があつた場合には、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十六の二第一項の求めがあつたものとみなす。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

3 都道府県は、森林経営管理事務の代替執行をしようとするときは、その旨及び森林経営管理事務の代替執行に関する規約を公告するものとする。森林経営管理事務の代替執行をする事務を変更し、又は森林経営管理事務の代替執行を廃止しようとするときも、同様とする。

第五十二条 第四十二条第一項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）（抄）

※ 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）第二百八十八条による改正後

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。

3 (略)

(地域森林計画)

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林(その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。)につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 六 (略)

七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項

八 十二 (略)

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4・5 (略)

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により地域森林計画の案について都道府県森林審議会の意見を聴く場合には、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨を都道府県森林審議会に提出しなければならない。

6 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、当該地域森林計画に定める事項のうち次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める手続を経なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる事項以外の事項 農林水産大臣に協議すること。

二 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第五号の間伐立木材積並びに同項第十二号の保安林の整備 農林水産大臣に協議し、その同意を得ること。

三 前条第二項第八号に掲げる事項 農林水産大臣に届け出ること。

6 都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

7 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係市町村長に通知し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。この場合においては、第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。

(開発行為の許可)

第十条の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。）において開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。）をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 国又は地方公共団体が行なう場合

二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合

三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。

一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二 当該開発行為をする森林の現に有する水源の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

3 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。

4 第一項の許可には、条件を附することができる。

5 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(監督処分)

第十条の三 都道府県知事は、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定に違反した者若しくは同項の許可に附した同条第四項の条件に違反して開発行為をした者又は偽りその他の不正な手段により同条第一項の許可を受けて開発行為をした者に対し、その開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。

(市町村森林整備計画)

第十条の五 市町村は、その区域内にある地域森林計画の対象となつてゐる民有林につき、五年ごとに、当該民有林の属する森林計画区に係る地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期とし、十年を一期とする市町村森林整備計画をたてなければならぬ。ただし、地域森林計画の変更により新たにその区域内にある民有林が当該地域森林計画の対象となつた市町村にあつては、その最初にたてる市町村森林整備計画については当該地域森林計画の計画期間の終期をその計画期間の終期とし、当該市町村森林整備計画に引き続き次の市町村森林整備計画については当該地域森林計画に引き続きたてられる次の地域森林計画の計画期間の始期をその計画期間の始期として、たてなければならぬ。

2 10 (略)

(市町村森林整備計画の遵守)

第十条の七 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、市町村森林整備計画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければならない。

(森林の土地の所有者となつた旨の届出等)

第十条の七の二 地域森林計画の対象となつてゐる民有林について、新たに当該森林の土地の所有者となつた者は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長にその旨を届け出なければならない。ただし、国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第二十三条第一項の規定による届出をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(伐採及び伐採後の造林の届出等)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつてゐる民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合

二 第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る同項の開発行為をするために伐採する場合

三 第十条の十七第一項の規定による公告に係る第十条の十五第一項に規定する公益的機能維持増進協定（その変更につき第十条の十八において準用する第十条の十七第一項の規定による公告があつたときは、その変更後のもの）に基づいて伐採する場合

四 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画（その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの）において定められている伐採をする場合

五 森林所有者等が第四十九条第一項の許可を受けて伐採する場合

六 第八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものに付き伐採する場合

八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものに付き伐採する場合

九 火災、風水害その他の非常災害に際し緊急の用に供する必要がある場合

十 除伐する場合

十一 その他農林水産省令で定める場合

十二 森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により提出された届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。

十三 第一項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長に伐採の届出書を提出しなければならない。

第十四条の十一 市町村の区域内に存する一団の民有林で次に掲げる要件に該当するもの（以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者は、当該市町村の長の認可を受けて、森林施業の実施に関する協定（以下「施業実施協定」という。）であつて当該対象森林について行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

一 地域森林計画の対象となつている森林であること。

二 森林の保続培養及び森林生産力の増進を期するためには一体として整備することが相当と認められる森林であること。

三 緑化活動その他の森林の整備及び保全を図ることを目的とする特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人その他農林水産省令で定める営利を目的としない者（以下「特定非営利活動法人等」という。）は、市町村の区域内に存する公益的機能別施業森林（地域森林計画の対象となつているものに限る。以下この項において「対象森林」という。）の森林所有者等又は当該対象森林の土地の所有者と、当該市町村の長の認可を受けて、施業実施協定であつて当該対象森林について当該特定非営利活動法人等が行う間伐又は保育その他の森林施業の実施及びそのために必要な施設の整備に関する措置を内容とするものを締結することができる。

3 施業実施協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 施業実施協定の目的となる森林の区域及びその面積
- 二 森林施業の実施に関する次に掲げる事項

イ 第一項の申請に係る施業実施協定にあつては、森林所有者等が共同して行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

ロ 前項の申請に係る施業実施協定にあつては、特定非営利活動法人等が行う森林施業の種類並びにその実施の方法及び時期その他農林水産省令で定める事項

- 三 前号に掲げる事項を実施するために必要な作業路網その他の施設の設置及び維持運営に関する事項
- 四 施業実施協定の有効期間

五 施業実施協定に違反した場合の措置

4 施業実施協定については、当該施業実施協定の対象となる森林の森林所有者等及び当該森林の土地の所有者の全員の合意がなければならない。

5 施業実施協定の有効期間は、十年を超えてはならない。

(施業実施協定の内容と法令等との関係)

第十条の十一の二 施業実施協定の内容は、この法律及びこの法律に基づく命令その他関係法令（条例を含む。）並びにこれらに基づく処分に違反するものであつてはならない。

2 施業実施協定の内容は、法令に基づき策定された国又は地方公共団体の計画に適合するものでなければならない。

(施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の三 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該施業実施協定について、市町村の長に意見書を提出することができる。

(施業実施協定の認可)

第十条の十一の四 市町村の長は、第十条の十一第一項又は第二項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、当該施業実施協定を認可しなければならない。

一 申請の手續又は施業実施協定の内容が法令に違反するものでないこと。

二 施業実施協定の内容が森林の利用を不当に制限するものでないこと。

2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該施業実施協定の写しを当該市町村の事務

所に備えて公衆の縦覧に供するとともに、施業実施協定の対象とする森林である旨を当該森林の区域内に明示しなければならない。

(施業実施協定の変更)

第十条の十一の五 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、施業実施協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、全員の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の認可について準用する。

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の六 第十条の十一の四第二項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認可の公告のあつた施業実施協定は、その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても、その効力があるものとする。

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の七 施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可を受けた施業実施協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもってその旨を定め、市町村の長の認可を受けなければならない。

2 市町村の長は、前項の認可をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十一の八 市町村の長は、第十条の十一第一項若しくは第二項又は第十条の十一の五第一項の認可をした後において、当該認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十一の四第一項各号に掲げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、当該施業実施協定の認可を取り消すものとする。

2 市町村の長は、前項の規定による認可の取消しを行つたときは、その旨を、当該施業実施協定に係る森林所有者等、森林の土地の所有者及び特定非営利活動法人等に通知するとともに、公告しなければならない。

(公告の申請)

第十条の十二の二 地域森林計画の対象となつている民有林であつて、当該森林の立木が数人の共有に属するものうち、過失がなくて当該森林の森林所有者の一部を確知することができないもの（以下「共有者不確知森林」という。）について、当該共有者不確知森林の森林所有者で知れているもの（以下「確知森林共有者」という。）が当該共有者不確知森林の立木の伐採及び伐採後の造林をするために次に掲げる権利の取得をしようとするときは、当該確知森林共有者は、単独で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、当該共有者不確知森林に係る次条の規定による公告を求め、当該共有者不確知森林の所在地の属する市町村の長に申請することができる。

一 当該共有者不確知森林の森林所有者で過失がなくて確知することができないものの当該共有者不確知森林の立木についての持分（以下「不確知立木持分」という。）

- 二 過失がなくて当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、当該共有者不確知森林について行う伐採及び伐採後の造林の実施並びにそのために必要な施設の整備のため当該共有者不確知森林の土地を使用する権利（以下「不確知土地使用権」という。）
2 (略)

(公告)

第十条の十二の三 市町村の長は、前条第一項の規定による申請があつた場合において、当該申請が相当であると認めるときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

- 一 当該共有者不確知森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 二 当該共有者不確知森林の森林所有者の一部を確知することができない旨
- 三 当該共有者不確知森林の土地の所有者の全部又は一部を確知することができない場合には、その旨
- 四 次に掲げる者は、公告の日から起算して六月以内に、農林水産省令で定めるところにより、その権原を証する書面を添えて、市町村の長に申し出るべき旨
 - イ 当該共有者不確知森林の森林所有者又は当該共有者不確知森林の土地の所有者で、確知することができないもの（第十条の十二の七第一項において「不確知森林共有者等」という。）
 - ロ 当該共有者不確知森林に関し所有権以外の権利を有する者で、当該共有者不確知森林の伐採及び伐採後の造林について異議のあるもの
- 五 その他農林水産省令で定める事項

(公益的機能維持増進協定)

第十条の十五 (略)

2・3 (略)

4 公益的機能維持増進協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一〜三 (略)

四 公益的機能維持増進協定区域内に存する私有林又は当該公益的機能維持増進協定区域に近接する私有林において、都道府県が治山事業（第四十一条第三項に規定する保安施設事業及び地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第五十一条第一項第二号に規定する地すべり地域又はぼた山に關して同法第三条又は第四条の規定によつて指定された地すべり防止区域又はぼた山崩壊防止区域における同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事又は同法第四十一条のぼた山崩壊防止工事に関する事業をいう。以下この号及び次項において同じ。）を行い、又は行おうとしているときは、当該治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること。

五 (略)

5 (略)

(指定)

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

- 一 水源のかん養
- 二 土砂の流出の防備
- 三 土砂の崩壊の防備
- 四 飛砂の防備
- 五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備
- 六 なだれ又は落石の危険の防止
- 七 火災の防備
- 八 魚つき
- 九 航行の目標の保存
- 十 公衆の保健
- 十一 名所又は旧跡の風致の保存
- 2 前項但書の規定にかかわらず、農林水産大臣は、特別の必要があるときは、海岸管理者に協議して海岸保全区域内の森林を保安林として指定することができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項第十号又は第十一号に掲げる目的を達成するため前二項の指定をしようとするときは、環境大臣に協議しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、第一項又は第二項の指定をしようとするときは、林政審議会に諮問することができる。

- 第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
- 2 都道府県知事は、前条第一項第四号から第十一号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、民有林を保安林として指定することができる。
 - 3 この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。
 - 3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

（指定）

第四十一条 農林水産大臣は、第二十五条第一項第一号から第七号までに掲げる目的を達成するため、国が森林の造成事業又は森林の造成若しくは維持に必要な事業を行う必要があると認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。

- 2 農林水産大臣は、民有林又は国の所有に属さない原野その他の土地について、第二十五条第一項第四号から第七号までに掲げる目的を達成するため前項の指定をしようとするときは、都道府県知事の意見を聴かなければならない。
- 3 農林水産大臣は、第一項の事業（以下「保安施設事業」という。）を都道府県が行う必要があると認めて都道府県知事から申請があつた場合において、その申請を相当と認めるときは、その事業を行うのに必要な限度において森林又は原野その他の土地を保安施設地区として指定することができる。
- 4 第二十五条第一項但書及び第二項の規定は、第一項又は前項の指定をしようとする場合に準用する。この場合において、第二十五条第二項中「森林を保安林として」とあるのは、「森林又は原野その他の土地を保安施設地区として」と読み替えるものとする。

（林地台帳の作成）

第九十一条の四 市町村は、その所掌事務を的確に行うため、一筆の森林（地域森林計画の対象となつてゐる民有林に限る。以下この条から第九十一条の六までにおいて同じ。）の土地ごとに次に掲げる事項を記載した林地台帳を作成するものとする。

- 一 その森林の土地の所有者の氏名又は名称及び住所
- 二 その森林の土地の所在、地番、地目及び面積
- 三 その森林の土地の境界に関する測量の実施状況
- 四 その他農林水産省令で定める事項

2・3 （略）

第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条の二第一項の規定に違反し、開発行為をした者
- 二 第十条の三の規定による命令に違反した者
- 三 第三十四条第二項（第四十四条において準用する場合を含む。）の規定に違反し、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をした者
- 四 第三十八条第二項の規定による命令（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為の中止又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずる部分に限る。）に違反した者

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）

（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、本人確認情報を第三十条の七第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号につ

いては、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第四号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

第三十条の十二 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存本人確認情報（第一号から第三号までに掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

ただし、第一号に掲げる場合にあつては、個人番号については、当該市町村長その他の市町村の執行機関が番号利用法第九条第一項の規定により個人番号を利用することができる場合に限り、提供するものとする。

一 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理に関し求めがあつたとき。

二 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあつたとき。

三 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から番号利用法第十七条第一項の規定に基づき国外転出者に係る個人番号カードの交付に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

四 通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第四号に係る部分に限る。）の規定による通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（附票通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の三 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票本人確認情報を第三十条の四十二第一項の規定により通知した都道府県知事が統括する都道府県（以下「附票通知都道府県」という。）の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第二の上欄に掲げるものから同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長から戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

（附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への附票本人確認情報の提供）

第三十条の四十四の五 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関に対し、機構保存附票本人確認情報（第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、住民票コードを除く。）を提供するものとする。

一 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関であつて別表第四の上欄に掲げるものから附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て同表の下欄に掲げる事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

二 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関から番号利用法第九条第二項の規定に基づき条例で定める事務の処理であつて国外転出者に係るものに関し求めがあつたとき。

三 附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長から附票通知都道府県以外の都道府県の都道府県知事を経て戸籍の附票に関する事務の処理に関し求めがあつたとき。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定による附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長への機構保存附票本人確認情報の提供は、総務省令で定めるところにより、機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて当該市町村長の使用に係る電子計算機に送信することによつて行うものとする。ただし、特別の求めがあつたときは、この限りでない。

別表第二（第三十条の十、第三十条の四十四の三関係）

提供を受ける通知都道府県又は附票通知都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の

事

務

執行機関	
(略)	(略)
五の四十一 市町村長	森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

別表第四（第三十条の十二、第三十条の四十四の五関係）

提供を受ける通知都道府県及び附票通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の市町村長その他の執行機関	事 務
(略)	(略)
四の四十一 市町村長	森林経営管理法による同法第四条第一項の経営管理権集積計画の作成、同法第五条の経営管理意向調査の実施、同法第十条若しくは第二十四条の探索、同法第三十五条第一項の経営管理実施権配分計画の作成又は同法第四十二条第一項の命令に関する事務であつて総務省令で定めるもの
(略)	(略)

○ 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）（抄）

（事業計画）

第四条 森林所有者等（指定地域内の森林の森林所有者（森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。以下同じ。）その他権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をする者又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第三十六条第二項の規定により公表されている民間事業者、国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の五第一項に規定する樹木採取権の設定を受けることを希望する者その他の権原に基づき森林の立木の使用若しくは収益をしようとする者をいう。以下同じ。）は、当該森林所有者等が生産した木材を製品の原材料若しくはエネルギー源として利用する事業者若しくはその組織する団体（以下「木材利用事業者等」という。）又は木材利用事業者等及び当該木材を原材料とする製品（第三項第二号へ(2)において「木材製品」という。）を利用する事業として政令で定めるもの（同号へ(2)において「木材製品利用事業」という。）を行う者（第十六条第二号ロ及びハにおいて「木材製品利用事業者」という。）若しくはその組織する団体（以下「木材製品利用事業者等」という。）と共同して、木材の安定的な取引関係の確立（これと併せて実施する作業路網、乾燥施設その他の木材の生産又は流通の改善を図るための施設（以下「木材生産

流通改善施設」という。)の整備を含む。)を図る事業(以下「木材安定供給確保事業」という。)に関する計画(以下この章において「事業計画」という。)を作成し、これを当該指定地域を指定した都道府県知事(同項第二号ハの事業所、同号ニの木材生産流通改善施設又は同号ヘ(2)の事業所若しくは区域が当該都道府県以外の都道府県の区域内に所在する場合にあつては、農林水産大臣。以下「都道府県知事等」という。)に提出して、当該事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる者が森林所有者等、木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等との安定的な取引関係に基づき行う立木の伐採及び木材の搬出の効率化、木材の需要の開拓その他の木材安定供給確保事業を促進するための措置(以下「促進措置」という。)に関する計画を含めることができる。

一 森林組合、森林組合連合会又はその他の森林所有者の組織する団体

二 素材生産業若しくは木材卸売業を営む者、木材取引のために開設される市場(政令で定めるものに限る。)を開設する者(第十六条第二号イにおいて「市場開設者」という。)又は木材の輸送を業として行う者

三 前号に掲げる者の組織する団体

3 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 木材安定供給確保事業の目標

二 木材安定供給確保事業(促進措置を含む。以下同じ。)の内容に関する次に掲げる事項及び実施期間

イ 取引関係に関する事項

ロ 森林の区域並びに当該区域における伐採及び伐採後の造林に関する方針

ハ 木材利用事業者等の事業所であつて森林所有者等が生産した木材の引取りを行うものの所在地

ニ 木材生産流通改善施設を整備しようとする場合にあつては、当該施設の所在地、種類及び規模

ホ 促進措置に関する計画を含める場合にあつては、当該促進措置の内容(ニに掲げる事項を除く。)

ヘ 森林所有者等、木材利用事業者等及び木材製品利用事業者等が共同して事業計画を作成する場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 木材の需要の開拓の内容

(2) 木材製品利用事業者等の事業所であつて木材製品の引取りを行うものの所在地又は木材製品利用事業を行う区域

三 木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

四 森林法第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画(以下「地域森林計画」という。)の対象となつている民有林(同項に規定する民有林をいう。以下同じ。)であつて保安林(同法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林をいう。以下同じ。)並びに保安施設地区(同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区をいう。以下同じ。)の区域内及び海岸保全区域(海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域をいう。以下同じ。)内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために森林法第十条の二第一項に規定する開発行為(以下「開発行為」という。)をしようとする場合にあつては、当該施設の配置及び構造

五 保安林の区域内において作業路網等(作業路網その他の伐採を実施するために必要な施設であつて、農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。)を整備するために森林法第三十四条第二項本文に規定する行為(以下「形質変更等行為」という。)をしようとする場合にあつては、当該作業路網等の配置及び構造

- 4 事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、木材安定供給確保事業に係る立木の伐採に関し、森林の所在場所、保安林とその他の森林との区別、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他伐採及び伐採後の造林に関し農林水産省令で定める事項を記載することができる。
- 5 都道府県知事等は、第一項の認定の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものと認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 第三項第一号に掲げる目標が森林所有者等から木材利用事業者等又は木材製品利用事業者等に対する木材の安定供給を確保するために有効かつ適切なものであること。
 - 二 その事業計画に係る木材安定供給確保事業が地域森林計画その他法律の規定による森林の整備に関する計画に照らして適当であると認められること。
 - 三 第三項第二号から第五号までに掲げる事項（前項の規定により同項に規定する事項を記載した場合にあつては、当該事項を含む。）が第三項第一号に掲げる目標を確実に達成するために適切なものであること。
 - 四 保安林の区域内において立木を伐採しようとする場合にあつては、その事業計画に係る伐採について、当該保安林に係る森林法第三十三条第一項（同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示に係る同条第一項に規定する指定施業要件（その変更につき同法第三十三条の三において読み替えて準用する同項（同法第三十三条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による告示があつたときは、その変更後のもの。第十項第一号において「指定施業要件」という。）及び伐採の限度に関し政令で定める基準に適合すると認められること。
 - 五 地域森林計画の対象となつていない私有林であつて保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林以外の森林において木材生産流通改善施設を整備するために開発行為をしようとする場合にあつては、森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。
 - 六 保安林の区域内において作業路網等を整備するために形質変更等行為をしようとする場合にあつては、その事業計画に係る形質変更等行為について、当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。
- 6 都道府県知事等は、地域森林計画の対象となつていない私有林（保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。以下この項において同じ。）についての第四項に規定する事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該事業計画において伐採及び伐採後の造林をすることとされている私有林の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 7 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。
- 8 農林水産大臣は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該事項について、それぞれ当該各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事に協議し、その同意を得なければならぬ。
 - 一 保安林の区域内における立木の伐採（森林法第三十四条の二第一項に規定する択伐による立木の伐採（以下「択伐による立木の伐採」という。）及び同法第三十四条の三第一項に規定する間伐のための立木の伐採（以下「間伐のための立木の伐採」という。）を除く。第十項第一号及び第十条において同じ。）に関する事項 当該保安林
 - 二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設の用に供される森林
 - 三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等の用に供される保安林

9 農林水産大臣は、第四項に規定する事項（保安林の区域内における立木の伐採（択伐による立木の伐採及び間伐のための立木の伐採に限る。）を含むものに限る。）を含む事業計画について第一項の認定をしようとするときは、第四項に規定する事項について、当該伐採をすることとされている保安林の所在地を管轄する都道府県知事の意見を聴かなければならない。

10 都道府県知事は、次の各号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、当該事項が、それぞれ当該各号に定める要件に該当するものであると認めるときは、第八項の同意をするものとする。

一 保安林の区域内における立木の伐採に関する事項 当該伐採が当該保安林に係る指定施業要件及び伐採の限度に関し第五項第四号の政令で定める基準に適合すると認められること。

二 第三項第四号に掲げる事項 当該木材生産流通改善施設を整備するための開発行為が森林法第十条の二第二項各号のいずれにも該当しないと認められること。

三 第三項第五号に掲げる事項 当該作業路網等を整備するための形質変更等行為が当該保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼさないと認められること。

11 都道府県知事は、第三項第四号に掲げる事項を含む事業計画についての協議があつた場合において、第八項の同意をしようとするときは、当該事項について都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

12 都道府県知事は、第一項の認定（当該認定に係る事業計画が第四項に規定する事項を含むものに限る。次項において同じ。）をしたときは、当該認定に係る事業計画において伐採をすることとされている私有林の所在地の属する市町村の長（農林水産大臣にあつては、第八項各号に掲げる事項を含む事業計画について、それぞれ同項各号に定める森林の所在地を管轄する都道府県知事及び当該市町村の長）に当該認定をした旨を通知しなければならない。

13 都道府県知事は、第一項の認定を受けた森林所有者等が森林法第十九条第四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた者であるときは、農林水産大臣に第一項の認定をした旨を通知しなければならない。

（独立行政法人農林漁業信用基金の業務）

第十六条 独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、木材安定供給確保事業（森林所有者等、木材利用事業者及び木材製品利用事業者等が共同して作成した認定事業計画に係るものに限る。以下この条において同じ。）に必要な資金の供給を円滑にすることを目的として、次に掲げる業務を行う。

一 （略）

二 信用基金に出資している認定事業者であつて次に掲げるもの（その者が口に掲げる者である場合には、その直接の構成員となつてゐるハに掲げる者を含む。）が、当該認定に係る木材安定供給確保事業を実施するのに必要な資金を独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）第十三条第一項の融資機関から借り入れること（当該資金に充てるため手形の割引を受けることを含む。）により当該融資機関に対して負担する債務を保証すること。

イ （略）

ロ 木材卸売業者等（資本金の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業者の数が百人以下の会社及び個人に限る。ハにおいて同じ。）又は木材製品利用事業者（政令で定めるものに限る。ハにおいて同じ。）が直接又は間接の構成員となっている中小企業等協同組合
ハ 木材卸売業者等又は木材製品利用事業者

三（略）

○ 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）（抄）

（業務の範囲）

第十二条 信用基金は、第三条第一項に掲げる目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 二 農業信用保証保険法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 三 農業信用基金協会の農業信用保証保険法第二条第三項に規定する農業近代化資金等に係る保証債務及び同法第八条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 四 農業信用基金協会に対し農業信用保証保険法第八条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 五 次条、林業・木材産業改善資金助成法第十七条及び木材安定供給特措法第十六条第二号の規定による債務の保証を行うこと。
- 六 都道府県に対し木材安定供給特措法第十六条第一号の規定による貸付けを行うこと。
- 七 中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保証保険を行うこと。
- 八 中小漁業融資保証法第三章第二節の規定による融資保険を行うこと。
- 九 漁業信用基金協会の中小漁業融資保証法第二条第三項に規定する漁業近代化資金等に係る保証債務及び同法第四条第一項第二号に掲げる保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金並びにその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十 漁業信用基金協会に対し中小漁業融資保証法第四条第一項第三号に掲げる業務に必要な資金の貸付けを行うこと。
- 十一 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 信用基金は、第三条第二項に掲げる目的を達成するため、農業保険法第二百十四条の規定により行う業務（以下「農業保険関係業務」という。）及び漁業災害補償法第九十六条の三に規定する業務（以下「漁業災害補償関係業務」という。）を行う。この場合において、この法律の特例その他必要な事項は、それぞれ農業保険法及び漁業災害補償法で定める。
- 3 信用基金は、前二項に規定する業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十六条の規定による支援を行うことができる。

○ 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）（抄）

(森林法の特例)

第二十条 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者を除く。）が地域森林計画の対象となつてゐる民有林（森林法第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び同法第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）において認定増進活動実施計画に従つて行う立木の伐採については、同法第十条の八第一項本文の規定は適用せず、同条第二項中「森林所有者等」とあるのは「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律（令和六年法律第十八号）第十五条第三項に規定する認定増進活動を行う者（その市町村の区域において当該認定増進活動を行う市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動を行う者を除く。）」と、「前項の規定により提出された届出書」とあるのは「同法第十条第三項に規定する認定増進活動実施計画」と読み替へて、同項の規定を適用する。

2 認定増進活動実施者（その市町村の区域における認定増進活動実施計画を作成した市町村及び当該市町村と共同して当該認定増進活動実施計画を作成した者に限る。）又は認定連携市町村等が認定増進活動実施計画又は認定連携増進活動実施計画に従つて行う立木の伐採については、森林法第十条の八第一項本文及び第二項の規定は、適用しない。

○ 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）（抄）

(地図等)

第十四条 登記所には、地図及び建物所在図を備え付けるものとする。

2 6 (略)

(定義)

第二百二十三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 筆界 表題登記がある一筆の土地（以下単に「一筆の土地」という。）とこれに隣接する他の土地（表題登記がない土地を含む。以下同じ。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう。

二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、この章の定めるところにより、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること）をいう。

三・四 (略)

五 所有権登記名義人等 所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む。

(筆界特定登記官)

第二百二十五条 筆界特定は、筆界特定登記官（登記官のうちから、法務局又は地方法務局長が指定する者をいう。以下同じ。）が行う。

（筆界特定の申請）

第三百三十一条（略）

2 地方公共団体は、その区域内の対象土地の所有権登記名義人等のうちいずれかの者の同意を得たときは、筆界特定登記官に対し、当該対象土地の筆界（第十四条第一項の地図に表示されないものに限る。）について、筆界特定の申請をすることができる。

3～5（略）

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律において「特定非営利活動法人」とは、特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、次の各号のいずれにも該当する団体であつて、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

一 次のいずれにも該当する団体であつて、営利を目的としないものであること。

イ 社員の資格の得喪に関して、不当な条件を付さないこと。

ロ 役員のうち報酬を受ける者の数が、役員総数の三分の一以下であること。

二 その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3・4（略）

○ 海岸法（昭和三十一年法律第百一号）（抄）

（海岸保全区域の指定）

第三条 都道府県知事は、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他第二章に規定する管理を行う必要があると認めるときは、防護すべき海岸に係る一定の区域を海岸保全区域として指定することができる。ただし、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条

第一項に規定する河川の河川区域、砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地又は森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項若しくは第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定による保安林（同法第二十五条の二第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定による保安林を除く。以下次項において「保安林」という。）若しくは同法第四十一条の規定による保安施設地区（以下次項において「保安施設地区」という。）については、指定することができない。

2 都道府県知事は、前項ただし書の規定にかかわらず、海岸の防護上特別の必要があると認めるときは、保安林又は保安施設地区の全部又は一部を、農林水産大臣（森林法第二十五条の二の規定により都道府県知事が指定した保安林については、当該保安林を指定した都道府県知事）に協議して、海岸保全区域として指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度の区域に限つてするものとし、陸地においては満潮時（指定の日の属する年の春分の日における満潮時をいう。）の水際線から、水面においては干潮時（指定の日の属する年の春分の日における干潮時をいう。）の水際線からそれぞれ五十メートルをこえてしてはならない。ただし、地形、地質、潮位、潮流等の状況により必要やむを得ないと認められるときは、それぞれ五十メートルをこえて指定することができる。

4 都道府県知事は、第一項又は第二項の規定により海岸保全区域を指定するときは、主務省令で定めるところにより、当該海岸保全区域を公示するとともに、その旨を主務大臣に報告しなければならない。これを廃止するときも、同様とする。

5 海岸保全区域の指定又は廃止は、前項の公示によつてその効力を生ずる。

○ 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）（抄）

（樹木採取権の設定）

第八条の五 農林水産大臣は、民間事業者に次条第一項の樹木採取区において生育している樹木を採取する権利（以下「樹木採取権」という。）を設定することができる。

2・3 （略）